

一般社団法人川崎市食品衛生協会運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品に起因する危害防止及び食品衛生の向上と普及を図るために、一般社団法人川崎市食品衛生協会（以下「協会」という。）に対して補助金を交付し、もって協会の運営に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に協会が実施する次の事業を交付の対象とする。

- (1) 食品衛生の普及事業
- (2) 食品衛生推進員活動の支援事業
- (3) 食品従事者衛生教育事業
- (4) 食品衛生相談事業
- (5) 食品検査事業
- (6) 食生活健康づくり事業

(交付の申請)

第3条 協会は、補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画を添付して、市長あて補助金交付申請をしなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、協会から申請書を受理したときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、予算の範囲内で、補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、協会運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）を協会に交付するものとする。

(変更等の承認)

第5条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき(軽微な事項であると、市長が認めるものを除く。)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第6条 協会は、当該年度の事業が完了した日から起算して2か月以内に事業実績報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

(あて先) 川崎市長

事 業 者 名 印

年度市補助金交付申請について

年度一般社団法人川崎市食品衛生協会事業について、補助金を
受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

1 補助金の目的及び内容

2 補助金事業の着手及び予定期日

3 交付申請額

年度一般社団法人川崎市食品衛生協会
運営費補助金交付決定通知書

事業者名様

年 月 日付で申請のありました、 年度一般社団
法人川崎市食品衛生協会運営費補助金については、次の条件を付けて
金 円を交付します。

年 月 日

川崎市長

印

- 1 この補助金は、他の経費に流用しないでください。
- 2 この補助金に関する申請の内容を変更する必要があるときは、早急に届け出て、市長の承認を得てください。
- 3 当該事業を完了した時（事業の中止または廃止の場合を含む。）は、事業実績報告書（別紙様式）を事業の完了の日から起算して2か月以内に提出してください。
- 4 当該事業に関する収入及び支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して、収入額を記載し、補助金の使途を明らかにしておい

てください。

5 前項の支出額に関する支出内容を証明する書類を整備し、前項の帳簿とともに当該事業の完了した月の属する年度の終了後5年間保存しておいてください。

6 次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還していただくことがあります。

(1) 正当な理由なしに当該事業の施行を著しく変更し、又は遅延させたとき。

(2) 正当な理由なしに当該事業を中止または廃止したとき。

(3) 偽りその他不正な方法でこの補助金の交付を受けたとき。

(4) この交付条件に違反したとき。

第 3 号様式

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

事 業 者 名 印

一般社団法人川崎市食品衛生協会運営補助金に係る事業実績報告書

上記補助金に係る事業実績について別紙関係書類を添えて報告いたします。

1 事業実績報告書

2 収支計算書

3 その他